

網走市立学校における部活動の地域展開に関する方針

令和8年1月

網走市教育委員会

1.	はじめに	1
2.	国の動向	1
3.	北海道における方向性	3
4.	網走市の部活動の状況	4
5.	地域展開の目的と期待される効果	6
6.	部活動の地域展開に向けた具体的取組	7
	（1）部活動の地域移行検討協議会	7
	（2）児童生徒・保護者及び少年団等へのアンケート	7
	（3）地域クラブ認定制度	8
	（4）東オホーツク定住自立圏域内の連携	8
7.	部活動の地域展開に向けた今後の方針	9
	（1）地域展開の方針	9
	（2）地域展開のスケジュール	9
	部活動の地域展開に関する進め方	10
	部活動地域展開イメージ	11
	（3）運営体制	12
	（4）地域クラブの指導者	12
	（5）教員の兼職兼業	12
	（6）受益者負担と家庭への支援	13
	（7）地域クラブの活動場所	13
8.	おわりに	13

1 はじめに

本市において、部活動はこれまで学校教育の一環として、生徒の心身の成長や自己実現、そして豊かな人間性を育む上で極めて大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、現在、部活動を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。全国的に少子化が進行していますが、本市においても児童生徒数は急激に減少しています。このことに伴い、チーム編成が困難な競技や、部員不足により存続が危ぶまれる部活動が増加しており、生徒が「やりたい活動を選択できる」環境の維持が困難になりつつあります。

加えて、これまで部活動の運営を支えてきた教員の勤務実態も看過できない課題です。教員の過度な負担を軽減し、学校教育の質を維持・向上させながら、持続可能な指導体制を構築する必要があります。

このような状況を踏まえ、本市教育委員会では、生徒たちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保することを最優先に掲げ、地域と連携を図り、部活動の地域展開に取り組めます。

本方針は、部活動の地域展開を円滑に進め、地域全体で子供たちを育むための具体的なロードマップを示すものです。

2 国の動向

部活動の地域展開は、少子化や教員の働き方改革といった背景のもと、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることを目指すもので、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要であるとされています。

(1) ガイドラインの統合・改定（令和4年12月）

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

この認識の下、スポーツ庁と文化庁の共同で、従来の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合・全面的に改定し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定されました。

これにより、運動部活動と文化部活動の地域展開が一体的な課題として扱われることになりました。

(2) 改革の「実行期間」と目標設定

地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定。

①改革の進め方

休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す（中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施）。

平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証、地方公共団体においては、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施。

②次期改革期間

「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）

③費用負担の在り方等

地方公共団体において、地域の実情等に依じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。
※受益者負担の水準について、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。

部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある。

(3) 学習指導要領における地域クラブ活動の位置づけ

地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切である。

学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。

今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待されている。

3 北海道における方向性

北海道教育委員会は、国の方向性を踏まえ、令和5年3月に「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、道内全市町村が部活動の地域移行を推進する上での基本的な方向性を示しました。

(1) 目的

生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保すること、及び教員の業務負担を軽減し、教員が専門性を生かした質の高い教育活動を行うことができる環境を整えることを目的として、令和7年度以降、全市町村での地域移行への着手・推進を目指すとしています。

(2) 道教委の主な支援・取組

(指導者バンクの整備と提供)

地域の団体の指導者となることを希望する教員の人材バンクを整備し、市町村に情報を提供する。

(財政支援の検討)

地域クラブ活動への会費等について、生徒の家庭の経済的負担が過度にならないよう、市町村が財政支援を検討することを重要としています。

4 網走市の部活動の状況

全国的な人口減少・少子化に伴い、本市の人口及び児童生徒数は大幅な減少局面にあります。

(1) 児童生徒数の推移（見込）

(単位：人)

学校	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
網走小学校	217	169	148	145	134	124
中央小学校	138	114	99	96	91	88
西小学校	93	74	59	55	49	42
呼人小学校	11	10	4	1	1	0
南小学校	224	178	153	151	142	134
潮見小学校	400	326	286	271	261	232
東小学校	55	38	32	31	28	23
白鳥台小学校	44	38	31	31	28	24
西が丘小学校	52	43	34	28	31	28
小学校計	1,234	990	846	809	765	695
第一中学校	209	209	166	144	136	129
第二中学校	146	123	97	81	75	70
呼人中学校	13	13	10	6	5	3
第三中学校	290	228	182	157	149	143
第四中学校	53	40	32	28	26	25
第五中学校	37	26	20	13	18	17
中学校計	748	639	507	429	409	387
総合計	1,982	1,629	1,353	1,238	1,174	1,082

(2) 人口の推移（見込）

(単位：人)

2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
32,092	29,893	27,659	25,416	23,209	21,159

本市の人口は2025年の32,092人から2050年までにおよそ34%、10,933人減少し、21,159人になる見込みです。

また、中学生数は全体の人口減少よりも大幅な減少が見込まれ、2050年には、現在のおよそ半分の生徒数になる見通しです。

令和7年度の網走市立中学校の部活動は、運動部が11種目、文化部が4種目あり、部活動加入率は69.1%となっています。

学校ごとに見ると、加入率が60%を切る学校もあり、団体競技などでは学校単体でチームを組むことが困難になってきており、一部の種目では部員の少ない部活動同士が合同編成チームで大会等に出場している場合もあります。

(3) 令和7年度 網走市立中学校の部活動部員数一覧表

(単位：人)

種目	第一中	第二中	呼人中	第三中	第四中	第五中	合計
陸上競技	22	15	0	0	8	0	45
サッカー	0	0	0	14	0	0	14
男子バスケットボール	10	10	0	16	0	0	36
女子バスケットボール	14	5	0	21	0	0	40
軟式野球	16	8	0	0	0	6	30
女子バレーボール	17	11	0	0	0	3	31
ソフトテニス	30	0	0	0	0	0	30
卓球	0	0	0	23	27	5	55
バドミントン	0	0	9	35	0	0	44
剣道	19	0	0	21	0	0	40
弓道	0	0	0	21	0	0	21
吹奏楽	24	11	0	27	0	0	62
音楽	0	0	0	0	0	6	6
美術	0	27	0	27	0	0	54
創作	0	0	0	0	9	0	9
合計	152	87	9	205	44	20	517
全校生徒数	209	146	13	290	53	37	748
部活動加入率	72.7%	59.6%	69.2%	70.7%	83.0%	54.1%	69.1%

5 地域展開の目的と期待される効果

(1) 地域展開の目的

これまで学校が主体となってきた部活動を、新たに地域が主体となって展開することで、生徒が将来にわたって活動に継続的に親しむ環境を整えるとともに、地域資源を有効活用し、より多様な選択肢の生徒への提供と、教員の負担軽減を目指しています。

(2) 網走市が部活動の地域展開で目指す3つの柱

- ①子どもたちの活動機会の確保と指導の質の向上
- ②教員の過度な負担の軽減
- ③地域との連携強化

(3) 期待される効果

①生徒の多様な選択肢の確保

個々のニーズに応じた活動を選択でき、複数の活動に取り組むこともできます。

②指導の質の向上

より専門的な指導を受けることができます。

③教員の過度な負担の軽減

教員の過度な負担の軽減により、授業準備・生徒指導等に集中できる時間が増え、子どもたちの学びの質の向上が期待できます。

④生涯スポーツ・文化芸術活動の促進

学校段階にとらわれない継続的な活動が可能になります。

6 部活動の地域展開に向けた具体的取組

(1) 部活動の地域移行検討協議会

網走市では、令和5年に検討協議会を立ち上げ、令和7年度には東オホーツク定住自立圏を構成する1市4町での協議を開始し、広域連携による課題解決を目指しています。

(2) 児童生徒・保護者及び関係団体へのアンケート

地域展開を円滑に進めるため、アンケート調査を実施し、現状と意向の把握に努めています。

① 児童生徒・保護者へのアンケート（令和6年2月実施）

・地域移行への賛否

回答した保護者の4分の3が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しており、一定の理解と賛同が得られています。

・課題（移動・送迎）

月謝等の費用負担よりも、「活動場所までの移動、送迎」が困りごととして挙げられており、活動場所の確保と移動手段の整備が課題です。

・休日の活動費用

休日の地域クラブ等での活動にかかる費用負担（月謝など）は、3,000円程度までが上限であると推測され、家庭への経済的負担を軽減するための支援が課題です。

② 関係団体（少年団・クラブチーム等）へのアンケート（令和5年5月実施）

・地域移行への関与意向

約半数（47.3%）の団体が地域移行の「受け皿」となる意向を持っていることが確認されました。

・指導への意向

約6割（60.6%）の団体が中学生への指導協力の可能性を示しています。

・課題

指導者、練習場所、クラブ運営費の確保が具体的な課題として浮き彫りになりました。

(3) 地域クラブ認定制度

地域移行の「受け皿」となる地域クラブの育成が不可欠であるため、令和8年度より網走市地域クラブ認定制度を導入します。この制度により、一定の要件を満たす団体を認定し、学校施設利用料及び暖房料の免除、各種大会への参加補助などの支援を行います。

なお、子どもたちにより多くの活動機会を確保するため、中学校に部活動がない種目のクラブについても、要件を満たす場合は本制度の対象とします。

【認定要件】

- ①部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは文化芸術活動を行うこと
- ②「網走市立学校における部活動の在り方に関する方針」に沿った活動であること
- ③活動拠点が網走市内であること
- ④中学生が自由に加入及び脱会できること
- ⑤規約、週間・月間・年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること
- ⑥会員から運営に必要な会費等を徴収していること
- ⑦営利を目的としないこと
- ⑧中体連等の大会へ、地域クラブとして参加すること

【支援（予定）内容】

- ①各種大会への参加補助（体文振同様）
- ②網走市公式サイト等における活動に係る広報
- ③学校施設の利用料及び暖房料の免除
- ④クラブの運営に係る経費の一部を補助

(4) 東オホーツク定住自立圏域内の連携

本市と同様に近隣町でも生徒数の減少は進行しています。今後、単独の市町村では、地域展開が困難になることが見込まれています。

網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町は、東オホーツク定住自立圏を形成し、さまざまな分野で連携・協力をしています。

令和7年度には、部活動の地域展開に関しても協議を開始しており、圏域内自治体の連携による課題解決を目指しています。

7 部活動の地域展開に向けた今後の方針

(1) 地域展開の方針

網走市では、「子どもたちの活動機会の確保」、「教員の過度な負担の軽減」、「地域との連携強化」を目標に、市・市民（地域クラブ・スポーツ文化関係団体等）・学校が一体となって、子どもたちの地域に根差した持続可能な活動機会の確保を目指します。

地域展開を進めるにあたっては、「移行の準備が整った種目から順次」、「計画的かつ段階的」を方針とします。これは、種目によって市内の地域クラブの有無や活動状況等に差があること、可能な限り迅速に取り組みを進め、子どもたちの活動機会確保を図るためです。

(2) 地域展開のスケジュール

国の示す「令和13年度までに休日の全部活動を地域に展開」という目標と、今後の各部活動の在籍生徒数を考慮し、網走市では令和10年度末までに休日の全ての部活動を地域に展開することを目指します。また、受け皿となる地域クラブの準備が整い、地域展開が可能な種目については平日部活動も含めて地域展開します。

なお、現在活動している部活動のうち、目標期間までに地域展開可能な地域クラブを確保できず、所属生徒数等の減少などにより活動継続が困難になったものについては、廃止を検討します。

令和8年度以降のスケジュールは次のとおりです。

【令和8年度～地域クラブへの移行開始】

- ・地域クラブ認定制度の実施
- ・部活動地域展開コーディネーターの配置
- ・受け皿となる地域クラブ確保の取り組み
- ・学校と地域クラブの合意形成

【令和10年度 休日部活動の地域展開完了】

- ・部活動の部員募集停止
 - ・部員数の減少など、必要に応じて複数校での合同部活動も考慮
 - ・年度末をもって、全ての休日部活動を終了
- ※ただし、令和11年度まで残る部活動に限り休日部活動も実施可能

【令和11年度 平日を含めた全ての部活動の終了】

- ・3年生の引退をもって、平日を含む全ての部活動の終了

部活動の地域展開に関する進め方

STEP 1：段階的实施



令和10年度までに全ての休日部活動を地域展開することを目標に、地域に活動実績のあるクラブや団体が存在する種目など、体制が整ったものから順次、地域展開します。

STEP 2：育成と拡大



既存の地域クラブとの協議・調整を進めます。また地域クラブの運営を支援することで、地域展開が可能な種目を順次拡大、地域展開していきます。

STEP3：地域展開完了、継続支援



地域展開完了後も、地域クラブが継続的に活動できるよう支援します。なお、目標期間までに受け皿となる地域クラブを確保できず、所属生徒数等の減少などにより活動継続が困難になった部活動は、廃止を検討します。

部活動地域展開イメージ

改革実行期間（前期）

改革実行期間（後期）



- ①可能な種目から順次移行
- ②クラブ認定制度により、受け皿を順次拡大

部活動

地域展開（休日）（できない種目は終了）



野球部移行



休日部活動終了

部活動終了（3年生引退後）

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

令和13年度

- ・地域クラブ認定制度（クラブ支援）
- ・地域展開コーディネーター配置
- ・男子バレー移行

部員募集停止



令和11年度時点で残っている部活動は、
令和11年度中に限り休日部活動可能

◆地域展開の方針

- ①子どもたちの活動機会の確保
- ②「教員の負担軽減」
- ③「地域との連携強化」

◆今後の課題

- ①指導者、練習場所の確保 ⇨ クラブ認定制度による支援
- ②家庭の負担軽減 ⇨ クラブ運営支援により家庭負担軽減
- ③練習場所への「足」の確保 ⇨ 現状各家庭対応を想定、要検討

【運動部】

- ・実施主体となる地域クラブと環境が整った種目から地域展開します。
- ・速やかな地域展開を目指すため、市町村をまたぐ合同部活動は実施しないこととします。各部活動の活動限界時期を推定する際は、市内生徒数を基に判断します。
- ・地域展開の環境が整うまでは、部活動指導員や外部指導者を活用しながら、その関係性も生かし地域展開に繋げていきます。
- ・高校や大学などとの連携による指導者の確保も検討します。

【文化部】

- ・実施主体となる地域クラブ及び環境が整った種目から地域展開します。
- ・速やかな地域展開を目指すため、市町村をまたぐ合同部活動は実施しないこととします。各部活動の活動限界時期を推定する際は、市内生徒数を基に判断します。
- ・高校や大学などとの連携による指導者の確保も検討します。

(3) 運営体制

部活動の地域展開を進めるためには、多くの市・市民（地域クラブやスポーツ文化関係団体等）・学校の連携が欠かせません。急速に進行する少子高齢化と公共交通をはじめとする都市機能の維持の難しさを見据え、近隣自治体との連携も必要です。

本市は、認定地域クラブを支援し、関係者間の連絡調整、指導者・活動場所の確保、クラブ認定制度の事務などを行う、部活動の地域展開の運営団体設置を検討します。この運営団体となる組織は、スポーツ関係団体、総合型スポーツクラブ、NPO、企業などが想定されます。

(4) 地域クラブの指導者

地域クラブの指導者は、地域クラブが選んだ指導者（外部指導者が中心）となります。継続して指導することができる地域人材の発掘や研修機会の提供が不可欠です。市内関係機関や近隣自治体と連携し、指導者の確保に努めます。

また、高校や大学などとの連携による指導者の確保も検討します。

(5) 教員の兼職兼業

北海道教育委員会の北海道部活動地域移行推進計画においては、指導者を確保するためには、スポーツ団体や文化団体の指導者、企業やクラブチームの選手、社会人や大学生の競技経験者など地域の人材を発掘すること、道教委が整備する人材バンクや、公立学校の部活動指導員の兼職、民間のスポーツクラブの職員派遣に加えて、教員自身が希望する場合には、市町村教育委員会の許可を得て、地域クラブにおいて指導することが可能であるとされています。

網走市では、教員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康へ配慮した上で兼職兼業を許可し、指導者の確保に努めます。

(6) 受益者負担と家庭への支援

地域クラブ活動への参加には、月謝や年会費などの負担が生じます。地域クラブが継続して活動するために必要な費用ですが、家庭の経済的負担が過度にならないよう、運営費や各種大会参加費への補助などの支援策を検討・実施します。

(7) 地域クラブの活動場所

活動場所は、学校や地域の施設（地域クラブが確保する場所）となります。活動場所が学校から離れる場合の保護者の送迎負担や交通手段の確保が課題であり、市内の学校施設等を地域クラブが優先的に利用できるよう調整・提供するとともに、利用料等を支援します。

8 おわりに

本市は、この方針に基づき、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境を整備し、子どもたちの活動機会の確保と指導の質の向上を図ります。また、教員の負担軽減を推進し、学校教育の質の向上に貢献するとともに、地域との連携を強化し、地域コミュニティの活性化にもつながるよう、関係者との協力体制を構築していきます。